

新型コロナウイルス感染症に立ち向かう中小企業者への支援制度 ー資金繰り支援を中心とした解説ー

松永 崇
Takashi Matsunaga

PROFILEはこちら



第1 新型コロナの企業活動への影響について

本ニュースレターの3月号(以下「3月号」といいます。)にて、新型コロナウイルス感染症(COVID-19。以下「新型コロナ」といいます。)により企業活動に影響を受けた企業への支援策としてどのような制度があるか、概要ご説明いたしました。

その後も、新型コロナにより企業活動に影響を受けた企業への支援として、中小企業・小規模事業者(以下「中小企業者」といいます。)への資金繰り支援等を中心に、刻々と新たな支援策が発表されておりますので、本稿では、本稿の脱稿

時点(令和2年4月12日)までにどのようなアップデートがあったのかを中心に、概要をご説明いたします。

なお、新型コロナにより企業活動に影響を受けた企業に対しては、他にも多くの支援策(例えば雇用調整助成金等の休業補償等)がありますが、本稿では資金繰り支援を中心にご説明します。

第2 中小企業者への信用保証制度

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 ※一部保証対象外の業種があります。
--	---

一般保証枠 (2.8億円) + SN保証枠 (2.8億円) + 危機関連保証枠 (2.8億円)

信用保証付融資における保証料・利子減免
セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

(出典：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ(令和2年4月8日10:00時点版)」7頁)

1 セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは、信用保証協会が、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠で保証する資金繰り支援制度です。なお、あくまでも信用保証限度額を別枠化する制度であり、直接的に資金を調達できるものではありません。

このうち、セーフティネット保証4号は、全国・全業種を対象とする保証(限度額は最大2.8億円)であり、セーフティネット保証5号は、特に重大な影響が生じている業種についての保証です。詳細については、3月号をご参照ください⁰。

なお、3月号の時点では、1年間以上事業を継続し、新型コ

0: 事業再生・債権管理Newsletter2020年3月号(https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_202003-P1-12-All20200310.pdf)

コロナの影響を受け売上高が前年同月に比して一定程度減少している中小企業者のみが、セーフティネット保証4号・5号の認定対象となっていました。その後認定基準の運用が緩和され、①業歴3か月以上1年1か月未満の事業者及び②前年以降の店舗増加等によって単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者についても、最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比較する等により、認定を受けられるようになりました¹。

また、セーフティネット保証5号について、3月号の時点では、指定業種は旅行業、宿泊業、飲食業等に限定されていましたが、その後指定業種の見直しが行われ、令和2年度第1四半期(令和2年4月1日～同年6月30日)の対象業種として587業種²まで拡大され、更に151業種³が追加で指定されています。

2 危機関連保証制度

危機関連保証とは、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための制度です。今般の新型コロナにより、全国の中小企業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の中小企業者を対象に、危機関連保証が発動され、信用保証協会による更なる保証枠が設定されています⁴。

<対象となる中小企業者>

1: <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

2: 具体的な指定業種はこちら(<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323008/20200323008-2.pdf>)

3: 具体的な追加指定業種はこちら(<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003-2.pdf>)

4: https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-1.pdf>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

- ① 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている
- ② 新型コロナに起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、②その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる

<内容>

上記要件を満たした者(なお、売上高等の減少について市区町村において認定を受けることが必要)のうち、信用保証協会及び借入れを行う金融機関による審査を経た中小企業者について、信用保証協会が、通常の保証限度額(2億8000万円)及びセーフティネット保証限度額(2億8000万円)とは別枠で、借入債務(経営安定資金目的に限る。)(限度額は最大2億8000万円。)の100%を保証します。

3 特別利子補給制度

上記1又は2により信用保証付き融資を受けた中小企業者に対し、保証料の補助・利子の補給をする制度です。なお、令和2年度の補正予算の成立が前提となっており、詳細については今後決定されます。

<対象となる中小企業者及び支援内容>

上記1又は2により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす者

- ① 個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る):売上高等前年同月比5%以上減少
- ② 小・中規模事業者(上記①を除く):売上高等前年同月比

5%以上減少、又は売上高等前年同月比15%以上減少

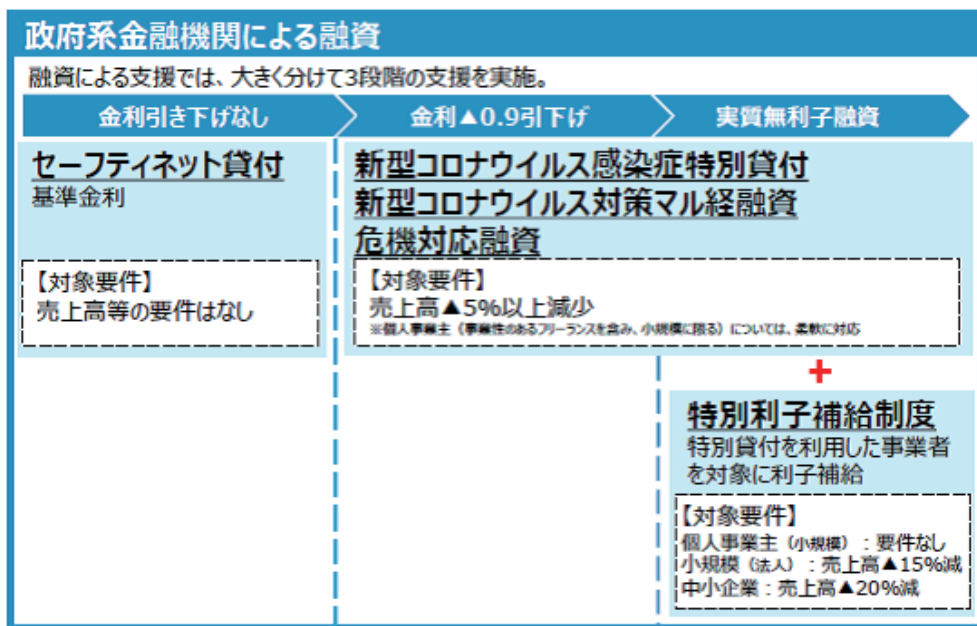
<内容>

上記①の個人事業主については、保証料及び利子について、全額補助・補給を受けることができ、上記②の小・中規模事業者のうち、売上高等前年同月比5%以上減少の場合は、保証料の1/2の補助を、売上高前年同月比15%以上減少の場合は、保証料及び利子の全額について補助・補給を受ける

ことができます。ただし、利子補給を受けられるのは、借入後3年間であり、その後は所定の利子の支払が必要になります。

また、信用保証付きの既存融資も、要件を満たせば、上記の実質的無利子融資への借換えを受けられる可能性があります。

第3 中小企業者向けの融資制度（一般）



(出典：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（令和2年4月8日10:00時点版）」7頁)

1 日本公庫等による新型コロナウイルス感染症特別貸付⁵

新型コロナウイルス感染症特別貸付とは、新型コロナによる影響を受け業況が悪化した中小企業者（事業性のあるフリーランスを含む。）に対する、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「日本公庫等」といいます。）による融資枠別枠の制度です。なお、後記4の特別利子補給制度を併用することで、3年間については無利子で融資を受けることができます。

5: https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

<対象となる中小企業者>

新型コロナの影響を受け、一時的な業況悪化を来している者であって、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者

- ① 最近1か月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者
- ② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している者
 - (i) 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(ii) 令和元年12月の売上高

(iii) 令和元年10月から12月の平均売上高

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、設備資金又は運転資金として、中小企業事業については3億円、国民生活事業については6000万円を限度とし、当初3年間は基準金利⁶マイナス0.9%、4年目以降は基準金利にて、無担保で融資を行います。貸付期間は、設備資金の場合は20年以内(うち据置期間5年以内)、運転資金の場合は15年以内(うち据置期間5年以内)となります。

なお、令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用を受けることができます。

2 商工中金による危機対応融資⁷

新型コロナによる影響を受け業況が悪化した中小企業の組合とその組合員に対する、商工組合中央金庫(以下「商工中金」といいます。)⁷による危機対応融資制度です。なお、後記4の特別利子補給制度を併用することで、3年間については無利子で融資を受けることができます。

(1) 中小企業向け

<対象となる中小企業者>

新型コロナの影響を受け一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者

① 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者

② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している者

6:令和2年4月1日現在、貸出期間5年の場合は1.11%

7:https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200319_04.pdf

8:また、日本公庫等との貸出額の累計が20億円以内となる必要があります。

(i) 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高

(ii) 令和元年12月の売上高

(iii) 令和元年10月から12月の平均売上高

<内容>

上記要件を満たした者について、商工中金が、設備資金又は運転資金として、3億円を限度⁸とし、当初3年間は基準金利マイナス0.9%、4年目以降は基準金利にて、無担保で融資を行います。貸付期間は、設備資金の場合は20年以内(うち据置期間5年以内)、運転資金の場合は15年以内(うち据置期間5年以内)となります。

(2) 中堅企業向け

<対象となる中堅企業>

新型コロナの影響を受け一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者

① 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者

② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している者

(i) 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高

(ii) 令和元年12月の売上高

(iii) 令和元年10月から12月の平均売上高

<内容>

上記要件を満たした者について、商工中金が、設備資金又は運転資金として、設備資金の場合は20年以内(うち据置期間5年以内)、運転資金の場合は15年以内(うち据置期間5年以内)を貸出期間として、融資を行います(貸出限度額の定めはありません。)。なお、適用利率は、商工中金所定の利率であり、利子補給はありません。

3 日本公庫等による小規模事業者経営改善資金融資(新型コロナ関連)⁹

小規模事業者経営改善資金融資(いわゆるマル経融資)とは、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証で利用できる日本公庫等による融資制度です。今般の新型コロナにより、通常のマル経とは別枠の融資が設定されています。

<対象となる小規模事業者>

新型コロナの影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者で、商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦がある者

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、設備資金又は運転資金として、通常の融資額とは別枠に1000万円を限度とし、当初3年間は特別利率¹⁰マイナス0.9%で、4年目以降は特別利率にて、無保証無担保にて融資を行います。貸付期間は、設備資金の場合は10年以内(うち据置期間4年以内)、運転資金の場合は7年以内(うち据置期間3年以内)となります。

4 特別利子補給制度

上記1~3により融資を受けた中小企業者(ただし、上記2(2)により融資を受けた中堅企業は除きます。)のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対し、利子補給を行う制度です。なお、令和2年度の補正予算の成立が前提となり、詳細については今後決定されます。

9: https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

10: 令和2年4月1日現在、年利1.21%

11: 小規模とは、製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下、卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下をいいます。

12: 上限額は、新規融資と既存債務との合計額となります。

<対象となる中小企業者>

上記1~3により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす者

- ① 個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る): 要件なし
- ② 小規模¹¹事業者(法人事業者): 売上高15%減少
- ③ 中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高20%減少

<内容>

上記要件を満たした者のうち、日本公庫等の中小企業事業については1億円、国民生活事業については3000万円、商工中金については1億円を対象債務の上限額¹²として、支払済みの利子の補給を受けることができます。ただし、利子補給を受けられるのは、借入後3年間であり、その後は所定の利子の支払が必要になります。

なお、令和2年1月29日以降に日本公庫等又は商工中金から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用を受けることができます。

また、上記1~3については、新規融資だけでなく既存債務の借換えも可能であり、利子補給の対象となります。

5 セーフティネット貸付制度(経営環境変化対応資金)

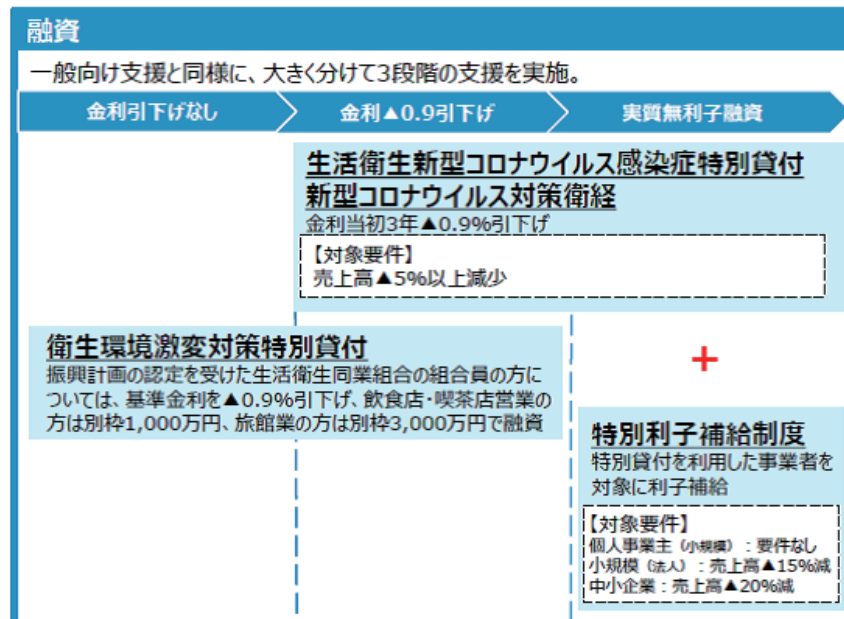
セーフティネット貸付制度とは、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上の減少等の業況悪化を来しているものの、中期的にはその業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する日本公庫等による貸付制度です。なお、新型コロナによる利率の引き下げはありません。

2020年2月14日からは、その要件が緩和されて適用されて

います。詳細については、3月号⁰をご参照ください。

生活衛生関係の事業者¹³は、上記第3の一般の中小企業者を対象にした融資制度に加えて、以下の支援策を利用することができます。

第4 生活衛生関係の事業者向け融資制度



(出典：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ(令和2年4月8日10:00時点版)」16頁)

1 日本公庫等による生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付¹⁴

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付とは、新型コロナによる影響により、一時的に業況悪化を来している生活衛生関係営業を営む者に対する融資制度です。

<対象となる事業者>

生活衛生関係の事業を営む者で、新型コロナの影響を受け、一時的な業況悪化を来している者であって、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者

- ① 最近1か月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して5%以上減少している
- ② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している者
 - (i) 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高
 - (ii) 令和元年12月の売上高
 - (iii) 令和元年10月から12月の平均売上高

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、設備資金又は運転資金として、6000万円を限度とし、当初3年間は基

0(前出):事業再生・債権管理Newsletter2020年3月号(https://www.oebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_202003-P1-12-All20200310.pdf)

13:生活衛生関係の事業者の範囲については、https://www.jfc.go.jp/n/faq/pdf/yusi_m.pdf

14:https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_seiei_m.html

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

準金利¹⁵マイナス0.9%、4年目以降は基準金利にて無担保で融資を行います(利下げ限度額は3000万円まで)。貸付期間は、設備資金の場合は20年以内(うち据置期間5年以内)、運転資金の場合は15年以内(うち据置期間5年以内)となります。

なお、令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用を受けることができます。

2 日本公庫等による生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度¹⁶

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(生活衛生改善貸付)とは、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証で利用できる日本公庫等による融資制度です。今般の新型コロナにより、通常的生活衛生改善貸付とは別枠の融資枠が設定されています。

<対象となる小規模事業者>

生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受け、常時使用する従業員が5人(旅館業及び興行場営業を営む場合は20人)以下の会社又は個人のうち、新型コロナの影響により、最近1か月の売上が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少している者

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、設備資金又は運転資金として、通常の融資額とは別枠に1000万円を限度とし、当初3年間は特別利率¹⁷マイナス0.9%で、4年目以降は特別利率にて、無保証無担保にて融資を行います。貸付期間は、設備資金の場合は10年以内(うち据置期間4年以

内)、運転資金の場合は7年以内(うち据置期間3年以内)となります。

3 特別利子補給制度

上記1又は2により融資を受けた事業者のうち、売上高が急減した事業者などに対し、利子補給を行う制度です。なお、令和2年度の補正予算の成立が前提となっており、詳細については今後決定されます。

<対象となる中小企業者>

上記1又は2により融資を受けた中小企業者のうち、以下の要件を満たす者

- ① 個人事業主(小規模に限る):要件なし
- ② 小規模事業者(法人事業者):売上高15%減少
- ③ 中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高20%減少

<内容>

上記要件を満たした者について、3000万円を対象債務の上限額¹⁸として、返済済みの利子の補給を受けることができます。ただし、利子補給を受けられるのは、借入後3年間であり、その後は所定の利子の支払が必要になります。

なお、令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用を受けることができます。

また、上記1及び2については、新規融資だけでなく既存債務の借換えも可能であり、利子補給の対象となります。

4 衛生環境激変対策特別貸付制度

衛生環境激変対策特別貸付制度とは、感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来してい

15:令和2年4月1日現在、年利1.36%

16: https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/34_eiseikaizen_m.html

17:令和2年4月1日現在、年利1.21%

18:上限額は、新規融資と既存債務との合計額となります。

る生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための日本公庫等による特別貸付制度です。この制度により、新型コロナの発生に起因して一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店業及び喫茶店業を営む者については、日本公庫等から、1000万円(旅館業は3000万円)を限度として運転資金の融資を受けることができます。

詳細については、3月号⁰をご参照ください。

第5 中小企業再生支援協議会による新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール¹⁹

中小企業再生支援協議会(以下「支援協議会」といいます。)による新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは、新型コロナの影響を受けた中小企業者のうち、特に影響の大きい事業者への一層の資金繰り支援を講じるため、支援協議会が実施する事業です。

<対象となる中小企業者>

新型コロナの影響を受けて、一時的な業況悪化を来している者であって、次のいずれかに該当する者

- ① 最近1か月間の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している
- ② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している者
 - (i) 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高
 - (ii) 令和元年12月の売上高
 - (iii) 令和元年10月から12月の平均売上高

<内容²⁰>

① 既存債務の元金返済猶予要請

支援協議会が、資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予(特例リスケ)の申請をします。

② 支援協議会が、中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行ったうえで、債権者の合意形成をサポートします。

③ 資金繰りの継続サポート

支援協議会が、特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

なお、支援協議会は、特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に、改めてリスケジュール計画を含む再生支援を実施します。

第6 連鎖倒産防止制度について

令和2年3月以降、新型コロナの発生が原因となって倒産に至る企業が増加しており、今後その数は更に増加するものと思われます。このように、売掛金債権等を有する取引先企業が倒産した場合に、連鎖倒産を防ぐことを目的とした制度もごさいます(なお、いずれも新型コロナを契機に特別に要件緩和等がされた制度ではございません。)。以下、あらためて概要をご説明いたします(いずれについても、詳細については、3月号⁰をご覧ください。)

1 セーフティネット保証1号

セーフティネット保証1号とは、民事再生手続開始の申立て等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための制度です。この制度により、所定の要件を満たした中小企業者は、信用保証協会から通常の保証限度額とは別枠で借入債務(限度額は2億8000万円)の保証を受けることができます。

0(前出):事業再生・債権管理Newsletter2020年3月号(https://www.oebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_202003-P1-12-All20200310.pdf)

19:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei.pdf>

20:以下①～③における中小企業者の費用は原則不要です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 取引企業倒産対応資金(セーフティネット貸付)

セーフティネット貸付とは、関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援する制度です。この制度により、取引先企業が事実上事業の継続が困難となったことにより経営に困難を来している者のうち、上記取引先企業に対して50万円以上の売掛金債権等を有する等、一定の要件を満たす中小企業者は、日本公庫等から、1億5000万円を限度とし、基準金利により、貸付期間を8年以内(うち、据置期間は3年以内)として運転資金の融資を受けることができます。

3 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)

経営セーフティ共済の加入者のうち、所定の要件を満たした者は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から、8000万円を限度として、無利子、無担保、無保証で借入を受けることができます。

21: <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

4 市区町村の倒産対応融資制度

各市区町村においても中小企業者に対して融資を行う制度が用意されており、連鎖倒産を防ぐための有効な手段の1つとなっています。具体的な内容は各市区町村によって異なりますので、各市区町村の担当部署にご確認ください。

第7 おわりに

以上のとおり、本稿脱稿時点(令和2年4月12日)における、中小企業者への資金繰り支援等を中心にご説明しましたが、今後補正予算が成立することを前提とした支援もありますし、また今後新たに支援策が策定されることも予想されます。このように刻々と変化する状況に対応するためには、経済産業省のHP等を注視していく必要があります。

また、実際に自社に各支援制度が適用されるかどうかについては、まずは相談窓口にてご相談いただく必要があります。各制度の相談窓口については、経済産業省のパンフレット等²¹にまとまっておりますので、ご参照ください。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】